

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料軽減特例等の見直しについて～

■ 均等割の軽減割合が見直しされました



●保険料均等割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円）※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	9割軽減



【令和元年度（2019年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得0円）※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減

8割軽減への変更にあわせて、介護保険料については、今年度、所得の低い高齢者への保険料の負担軽減が強化されます。

また、所得の低い年金受給者の方へは、今年10月から、老齢年金生活者支援給付金（金額は保険料を納めた期間等により異なります）の制度が始まります。

- 介護保険料軽減は半年度分の軽減額を年度平均した額です。課税者が同居している場合は対象外になります。
- 老齢年金生活者支援給付金（補足的な給付を含む）の場合、支給要件（65歳以上で老齢基礎年金を受給中、世帯全員の市町村民税が非課税、前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下）を全て満たす必要があります。基本的に10、11月分を12月（年金の支払日と同日）に振込みます。

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が見直しされました

●保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【令和元年度（2019年度）から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円 + (28万円 ×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円 + (51万円 ×世帯の被保険者数)	2割軽減

■ 被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減措置期間が見直しされました

●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が、次のとおり見直しされました。

【平成30年度（2018年度）】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減



【令和元年度（2019年度）から】

区分	所得割	均等割
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	制度加入から2年を経過する月までの期間のみ 5割軽減

※所得の状況により、均等割の軽減割合が8.5割、または8割に該当することがあります。

■ 令和元年度 (2019年度) の保険料の計算方法

● 保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割 【1人当たりの額】 50,205円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成30年(2018年)中の所得-33万円) × 10.59%	=	1年間の保険料 【限度額 62万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------------	---	--	---	--

※ 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

令和元年度 (2019年度) の保険料額は、6月中旬に個別にお知らせします。

【お問い合わせ先】

○後期高齢者医療制度について

・北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎ 011-290-5601

・蘭越町 住民福祉課 医療給付係

☎ 0136-57-5111 (内線 253)

○介護保険について

・後志広域連合 介護保険課

☎ 0136-55-8013

・蘭越町 健康推進課 介護支援係

☎ 0136-57-6969

○年金生活者支援給付金について

・ねんきんダイヤル

☎ 0570-05-1165

・蘭越町 住民福祉課 国民年金係

☎ 0136-57-5111 (内線 248)

蘭越町独自の貸付制度のお知らせ

勤労者の生活資金・教育資金

勤労者の生活環境と福祉の向上を促進することを目的に、貸付けを行っています。

■貸付資金

限度額 150万円以内

■融資利率 (平成31年4月1日現在)

生活資金 2・81%

教育資金 2・39%

(別途、保証料が0・6%から1・2%融資利率に加算されます。)

■返済期間

5年以内の割賦払い

■対象者

蘭越町に在住する勤労者で融資金の返済能力があると認められる方。ただし、貸付条件は、北海道労働金庫俱知安支店の規定に基づきます。詳しくは、労働金庫俱知安支店にご相談ください。

■保証人

北海道労働金庫の規定に準じて行います。

■お問い合わせ

北海道労働金庫俱知安支店

☎ 22・0459

蘭越町商工労働観光課商工労働係

☎ 57・5111 (内線251)

蘭越町中小企業融資制度

中小企業の育成振興並びに経営の合理化を図ることを目的に貸付けを行っています。

■貸付資金

限度額 1千万円以内

■融資利率 (平成31年4月1日現在)

振興資金 5年以内 2・4%

特別資金 10年以内 2・9%

10年以内 2・3%

10年以内 2・8%

■利子補給

借入額の1・5%を町が利子補給します。

■返済期間

5年以内、10年以内 (据置期間6カ月以内)

■対象者

町内で1年以上、常時使用する従業員の数が30人以下の本町に本店を有する会社または個人で、遊興娯楽関係等不急の業種を除きます。また、町税を完納していることが要件です。(特別資金は従業員数が50人以下の会社または個人)

■保証人

法人は、代表権限を有する役員1名以上の保証人が必要です。個人事業主は、必要ありません。個人特別融資は、保証協会扱いとなります。

■お問い合わせ

北海道信用金庫蘭越支店

☎ 57・5321

蘭越町商工会

☎ 57・5437

蘭越町商工労働観光課商工労働係

☎ 57・5111 (内線251)

※ 審査結果によっては、貸付できない場合があります。